

令和7年度

一般廃棄物処理実施計画

南 城 市

## 1 計画策定の目的

この一般廃棄物処理計画は、平成27年3月に制定した南城市一般廃棄物処理基本計画の推進及び実施を推進してきました。この度、社会的背景の変化への対応を盛り込むことと、前計画が計画期間満了（令和6年度）を迎えることから、今年度より第3次南城市一般廃棄物処理基本計画をもとに令和7年度ごみの減量・資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

## 2 計画区域

南城市全域

## 3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。またごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

## 4 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 5 処理計画

| 区分       |        | 処理量      | 搬入施設           |
|----------|--------|----------|----------------|
| もやすごみ    |        | 11,263 t | 東部環境美化センター     |
| 資源ごみ     | ペットボトル | 129 t    | 島尻環境美化センター     |
|          | 白色トレイ  | 2 t      |                |
|          | かん類    | 212 t    |                |
|          | びん類    | 231 t    |                |
|          | 紙・布類   | 325 t    |                |
| もやせないごみ  |        | 270 t    | 島尻環境美化センター     |
| 有害・危険ごみ  |        | 17 t     | 島尻環境美化センター     |
| 粗大ごみ     |        | 393 t    | 島尻環境美化センター     |
| し尿・浄化槽汚泥 |        | 5,657 kℓ | 清澄苑、汚泥再生処理センター |

## 1章 ごみ処理計画

### 1 排出抑制計画

本市においては、様々な排出抑制施策を実施しており、令和4年度の排出原単位は沖縄県の平均値を大きく下回っている。今後も同水準の維持及びさらなる減量に向けて市民、事業者、行政協働の元排出抑制への取り組みを行うためには、行政が率先して取り組みを行うとともに、市民、事業者に対する施策を示していく必要がある。

以下に、本市におけるごみの排出抑制に関する施策を示す。

#### (1) 市民の役割

市民は、自らのライフスタイルを資源循環の視点から見直し、リデュース、リユース、リサイクルに基づいた3Rの行動を実践していくことが必要となる。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、リデュース、リユース、リサイクルを実践していくことが必要となる。

#### (3) 行政の役割

南城市は、一般廃棄物の処理責任者として、一般廃棄物処理基本計画に定めた各種施策を実施し、廃棄物の排出抑制、適正処理を推進するとともに、自らが一事業者として廃棄物の排出抑制に努め、ペーパーレス化等に率先して取り組む必要がある。

また、市民、事業者等と連携しながら、地域の特性に応じた循環型社会・低炭素社会の形成に向けた施策を実施していく必要がある。

### 2 収集・運搬及び分別区分計画

#### (1) ごみの分別区分

ごみの分別区分については、3Rに対応した分別区分とし、事業系ごみについては、事業所と許可業者との契約により、生活系ごみの分別区分と可能な限り同じ内容とする。

排出方法については、もやすごみ、もやせないごみ、有害・危険ごみについては指定袋、資源ごみについてははかご等、粗大ごみについては、処理券貼付による排出を行っていく。

なお、今後の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等のリサイクル関連法令の改正の状況等に応じ、循環型社会の構築に向けたごみの分別区分の見直しについても検討していく。

▼ 南城市のごみの分別区分

| 分別区分     |         | 排出容器                 | 収集回数        | 各分別区分のごみの具体例   |
|----------|---------|----------------------|-------------|--|
| 資源<br>ごみ | かん類     | かご等                  | 週1回         | 飲料用のスチール缶、アルミ缶、菓子缶、缶詰の缶等   |
|          | びん類     | かご等                  | 週1回         | 飲料用ジュース、ビール、泡盛、ワイン、ウイスキー、ドリンク剤、調味料用のびん   |
|          | ペットボトル類 | かご等                  | 週1回         | ペットボトル、飲料用・調味料用など、食品トレイ（肉・魚等の白色トレイ）  |
|          | 紙・布類    | 種類ごとにひもで束ねる          | 週1回         | 新聞紙、本類、ダンボール、紙パック、布類、雑誌  |
| もやすごみ    |         | 指定袋                  | 週2回         | 生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず等、細かい枝・草葉類、その他（紙おむつ、ゴム類、革製品等）                                   |
| もやせないごみ  |         | 指定袋                  | 週1回         | 金属類なべ・やかん等、小型の電化製品等、その他（化粧びん、油びん、電灯、まほうびん等）  |
| 有害・危険ごみ  |         | 指定袋<br>（もやせないごみの指定袋） | 週1回         | 蛍光灯、電球、乾電池等、水銀体温計、陶器、ガラス類、茶碗、皿、鏡等、カミソリ、カッター、包丁、のこぎり等、ライター、その他（カサ、ハンガー、スプレー缶、ペンキ缶等） |
| 粗大ごみ     |         | 処理券<br>（申込制）         | 申込により<br>決定 | タンス、机、ベッド、マットレス、ソファ、食器棚、畳、オルガン等、自転車、ビデオデッキ、扇風機、掃除機、ガスコンロ、トースター、カラーBOX、ふとん等         |

## (2) 収集・運搬体制

本市のごみの収集・運搬体制については、生活系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者による収集・運搬を行っていく。ただし、市公共施設等から排出されるごみについては、生活系ごみと併せて委託が行われた経緯も踏まえ、委託業者による、収集・運搬を行っていく。

収集対象区域については、生活系ごみ、事業系ごみともに南城市内全域とし、収集・運搬体制を構築すると同時に、効率化を図り、収集・運搬費用の低減を図っていく。

排出時のルールが守られていないごみについては、ごみ分別ステッカーを貼付する等、指導の徹底を行う。

収集方法については、家庭系ごみは、各戸収集方式（門口収集方式）を行っていくものとし、事業系ごみは、事業所と許可業者との契約により、適切な収集を行っていく。

また、ごみ袋の料金や許可業者のごみの受け入れ料金については、ごみの排出量や周辺自治体の動向を勘案しつつ、適正化を図っていく。

在宅医療廃棄物については、家庭から排出される場合には一般廃棄物であり、その処理責任は市町村にある。しかしながら、在宅医療廃棄物の中には、注射針等のように感染性の観点から特段の注意が必要となるものも含まれている。

当面は在宅医療廃棄物のうち鋭利な物（注射針等）は、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理するよう周知する。

### ▼ 南城市のごみの収集・運搬体制

|        | 生活系ごみ | 事業系ごみ    |
|--------|-------|----------|
| 収集・運搬  | 委託業者  | 許可業者     |
| 収集対象区域 | 本市全域  | 本市全域     |
| 収集方式   | 各戸収集  | 双方の契約による |

### ▼ ごみ袋等の料金

| 区分                               | 料金（販売価格）   |
|----------------------------------|--|
| もやすごみ                            | 大袋：250円／10枚<br>中袋（取手付き）：200円／10枚<br>中袋：180円／10枚<br>小袋：110円／10枚 |
| もやせないごみ<br>（有害・危険ごみはもやせないごみ袋を使用） | 大袋：250円／10枚<br>中袋：180円／10枚<br>小袋：110円／10枚                      |
| 粗大ごみ処理券<br>（家電リサイクル法の家電4品目を除く）   | 大：600円／1点につき1枚<br>小：300円／1点につき1枚<br>※申込み制により1回につき6個まで          |

### 3 中間処理計画

本市における中間処理計画は、収集対象品目に応じた内容とし、循環型社会の形成に向け、資源化物については可能な限りリユース（再使用）、リサイクルを行えるようにする。また、中間処理を行うに当たって、環境負荷の低減に努める。

#### (1) もやすごみの処理

本市から排出されるごみ（資源ごみを除く）は、今後も東部環境美化センターにおいて中間処理を行っていく。ただし、東部環境美化センターは老朽化が進んでおり、糸豊環境美化センター、島尻環境美化センターもいずれも施設が老朽化していることから、ごみ処理の効率化のためにも、新たなごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル施設）の令和19年度の稼働開始を目指し、設備整備に取り組んでいく。

#### (2) もやせないごみ、粗大ごみの処理

もやせないごみについては、島尻環境美化センターの不燃物資源化設備等において、有価物を選別・圧縮し、残ったもやせないごみの破碎処理を行っている。

粗大ごみについては、島尻環境美化センターの粗大ごみ処理ヤードにおいて、破碎処理を行っている。

当面は、施設の維持管理に努めつつ、当該施設における処理を行っていくが、新たなごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル）の令和19年度の稼働開始を目指し、施設整備に取り組んでいく。

#### (3) 資源物等の処理

資源ごみ等の処理については、次の示すとおり行っていく。

#### ▼ 資源ごみ等の処理方法等

| 種類       |                          | 処理方法   | 対象施設等                 |
|----------|--------------------------|--|-----------------------|
| 資源<br>ごみ | かん類                      | 磁選機等により、スチール缶とアルミに選別し、それぞれを圧縮処理後、再資源化業者へ引き渡し | 島尻環境美化センター<br>ストックヤード |
|          | びん類                      | キャップを取り除き、再資源化業者へ引き渡し                        |                       |
|          | ペットボトル類                  | キャップを取り除き、圧縮処理し、再資源化業者へ引き渡し                  |                       |
|          | 食品トレイ（肉・魚などの白トレイ）        | 汚れを拭き取り、一時貯留後、再資源化業者へ引き渡し                    |                       |
|          | 紙類（新聞紙、本類、ダンボール、紙パック、雑紙） | 一時貯留後、再資源化業者へ引き渡し                            |                       |
|          | 布類                       | 一時貯留後、再資源化業者へ引き渡し                            |                       |

| 種類      |     | 処理方法              | 対象施設等                 |
|---------|-----|-------------------|-----------------------|
| 有害・危険ごみ | 乾電池 | 一時貯留後、再資源化業者へ引き渡し | 島尻環境美化センター<br>不燃ごみ処理場 |
|         | 蛍光灯 |                   |                       |

#### 4 最終処分計画

本市における、一般廃棄物（焼却灰等）の最終処分は、被覆型一般廃棄物最終処分場「美らグリーン」にて平成30年9月から令和15年8月まで行われます。

最終処分場は、本市、八重瀬町、西原町、豊見城市、与那原町、糸満市によって輪番制で建設されることになっており、次期建設地は八重瀬町になっている。

#### ▼ 最終処分施設

| 項目        | 内容                               |
|-----------|----------------------------------|
| 施設名       | 美らグリーン南城                         |
| 所在地       | 南城市玉城字奥武1124番地                   |
| 敷地面積      | 10,870.5㎡                        |
| 埋立て容量     | 約29,800㎡（A棟）、約64,200㎡（B棟）        |
| 水処理施設処理能力 | 28㎡/日                            |
| 処理方法      | ①汚水処理方式 逆浸透膜処理<br>②汚泥処理方式 蒸発乾燥処理 |
| 遮水方法      | 二重シート方式                          |

## 2章 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥については、浄化槽法第35条第1項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進し、当該品目の許可業者による収集・運搬体制をとる。中間処理は、南部広域行政組合が運営する清澄苑並びに汚泥再生処理センターにおいて処理する。

### 1 し尿・浄化槽汚泥量

| 区分    | 搬入施設               | 搬入量（単位：kl） |
|-------|--------------------|------------|
| し尿    | 清澄苑、汚泥再生処理センター、岡波苑 | 89.68      |
| 浄化槽汚泥 |                    | 5,567.58   |

## 2 収集運搬計画

### (1) 一般廃棄物（し尿・汚泥）収集運搬業者

| 許可番号 | 会社名又は氏名         | 代表者名 | 住所地         |
|------|-----------------|------|-------------|
| 1    | (有) あかつき衛生      | 新垣正和 | 玉城字船越672番地1 |
| 2    | 合同会社 あさひ清掃      | 大城清  | 玉城字當山61番地   |
| 5    | 玉城 彰博           | 玉城彰博 | 大里字大城2370番地 |
| 6    | 上原 学            | 上原学  | 大里字高平140番地6 |
| 33   | 有限会社 パラダイスアメニティ | 西里泰徳 | 大里字高平97番地2  |

## 3 中間処理計画

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 施設名称 | 南部広域行政組合 し尿処理施設 清澄苑                              |
| 所在地  | 八重瀬町字新城2034番地3                                   |
| 竣工   | 昭和62年9月  |
| 処理能力 | 34kl/日（し尿1kl、浄化槽汚泥33kl）                          |
| 処理方式 | [水処理] 前脱水+標準脱窒素処理方式+高度処理<br>[汚泥処理] 脱水+場外搬出（肥料原料） |

| 項目   | 内容                        |
|------|---------------------------|
| 施設名称 | 南部広域行政組合 汚泥再生処理センター       |
| 所在地  | 西原町字小那覇964番地              |
| 竣工   | 平成26年12月                  |
| 処理能力 | 107kl/日（し尿7kl、浄化槽汚泥100kl） |
| 処理方式 | 固液分離・希釈方式                 |

## 4 処理施設の整備

現在、老朽化している清澄苑に代わる汚水処理施設の検討を沖縄県汚水処理事業連絡協議会において行っている。